全教幼稚園部ニュース

またあした

2016 年 5 月 31 日
全日本教職員組合（全教）幼稚園部

陽射しが夏を感じさせるような季節になりました。砂場で水を流して遊ぶ子どもたちの歓声など，それぞれに活気づいているのではないでしょうか。１年間の保育を考えると，期待や不安が入り混じることだとは思いますが、子どもたちにとってよりよい心の育ちとなるように，私たちも力を合わせて取り組んでいきましょう。

□　２０１５年度　全教幼稚園部　文部科学省交渉報告　□

２０１５年１２月２２日、全教幼稚園部として年に１度の文部科学省交渉を行いました。
要請書に基づき、導入された「子ども・子育て支援新制度」が子どもの育ちを保障するものとなるように改善を求め，また，子どもの実態に応じた教員配置や保育料の保護者負担の軽減を訴えました。

＜要請書の重点項目について文部科学省の回答より＞　［回答］は各項目の文科省の回答

二．幼稚園教育要領に関わる要求について
２．「教育活動」時間の延長（預かり保育）はあくまでも幼児の発達を保障する制度とすること。また、活動内容や意義の明確化にともなって、それに見合った条件整備（専用室の設置や専任教員の配置など）のための予算措置をおこない、教育課程内の保育とつながりをもって実施できるようにすること。
［回答］加算を予算措置で行っている。主に人件費を念頭に置いた加算だが、その加算を専用室の設置のためにまわすことも可能である。

三．幼稚園教育全般にかかわる要求について
１．教職員の長時間・過密労働解消のためにも「預かり保育」「延長保育」については、不十分な教育条件のもとで、教職員の合意がないままに実施・拡大しないこと。
［回答］国で預かり保育を実施するための基準を定めている。適正な職員配置、通常の認可保育所と同等の配置基準になる。３歳児２０対 １、４・５歳児３０対１。その条件のもとで預かり保育を実施することとしている。不十分な教育条件のもとでやられることがないように国で指導していきたい。
新制度で公程価格は、国、都道府県、市町村で必要な運営経費を補助するかたちになっている。公立幼稚園に関しては市町村で同じ分を地方財政措置で補助する。算定するにあたって、３歳児は２０対１、４・５歳児については３０対１で先生を配置するかたちで額の算定をしている。幼稚園の最低基準である幼稚園設置基準では３・４・５歳児では３５人が最大（上限）だが、お金の面では２０対１と３０対１でお金がつくようになっている。

３．幼稚園設置基準について抜本的な改善と、公立幼稚園教職員定数法を制定すること。
②教員配置について
２）すべての幼児の健やかな発達を保障するために、特別な支援を要する園児に対してはその実態に応じた正規教員の配置や研修の充実を図り、担任や家庭と連携して保育を進められるようにすること。
［回答］障害のある子どもの自立と社会参加という点から、また、障害のある子どもを支える家族への支援という観点からも小学校就学前の段階からの早期支援は重要と考えている。平成２８年度の概算要求において、インクルーシブ教育システム推進事業費補助があり、そのひとつに、自治体が行う早期からの教育相談をするときの、連絡調整や情報収集等を行う早期支援コーディネーターの配置の経費を概算要求している。

公立幼稚園については、特別支援教育支援員の配置について平成２７年度予算から幼稚園部分で　前年度から３００人拡充して５６００人の地方財政措置を講じている。私立幼稚園では、私学助成の補助を行っている。

８．次世代育成支援・少子化対策は必要な予算措置と、経済的負担の軽減と内容の充実を図ること。
③保育料・入園料の値上げをしないよう、適切な行政指導をおこなうこと。
［回答］新制度に移行した園については、必要な運営経費等を都道府県が公定価格で定めることになっている。必要に応じて、特に保育料が高い地域については上乗せ徴収ができることにはなっているが必要最小限にしてほしい。不必要に保育料をとることは避けたいと考えている。

□これらの文科省の回答に対して、全教幼稚園部として保育現場の実態と要求を訴えました。

〇預かり保育について
　預かり保育が１８：００までなど長時間化する方向にある。保育の補助として人が配置されているところもあるが、担任がかかわらなくてはならないこともあり、子どもの育ちを考えた保育をしようとすればするほど、負担が増えている。
〇こども園について
　大阪府では、統廃合で大規模化が進んだり、徒歩や自転車での通園が困難になったりしているところがある。また、時間によって、子どもたちが保育室を移動したり保育者が変わったりして、子どもたちにしわ寄せがいっている現状がある。都道府県や市町村が事業計画を立てると聞いたが、その指導・支援をお願いしたい。
〇支援の必要な子どもが増えている。どの園も支援の教員がほしいので取り合いになる現状がある。十分な予算措置をしてほしい。また、年度で変わってしまうアルバイト等ではなく、継続してかかわれる正規職員で加配を進めてほしい。
〇京都では月額１２０００円だった保育料が、応能負担に変わり、３年後には最高額２０９００円になる家庭が出てくる。保護者が大きな負担を感じている。

□これらの要求を受けて、文科省からの回答は

・新制度になってから、特に公立幼稚園からは保育料が上がったと聞いている。公立幼稚園の保育料をいくらにするかを決めるのは市町村であり、公立幼稚園の経営が厳しい。保育所に人が流れ、充足率も低い過疎地域もあって今の保育料を維持するのは困難である。保育料は安いにこしたことはないが、安定した行政サービスとのバランスであると考えている。
・支援員は、要望しているのであれば設置者の市町村がどれだけの支援員が必要なのか考えてつけるという仕組みである。国からは地財措置で配分しているので、しっかり要望してほしい。

　今回の交渉で、国は制度として予算は組んでいるが，どこに力を入れて運用するのかは各自治体に任せており，国としてできることは既にしているという回答でした。私たちは、現場での困難や不安を感じていることを具体的に訴え、預かり保育の条件整備や正規の教員配置など，幼児教育の質の向上を求めました。

文責：部長　丸田純子（京教組）

◆◇◆　２０１６年度　全教幼稚園部　今後の予定　◆◇◆

・２０１６年度幼稚園部総会　　７月２３日（土）　１０：３０～
・２０１６年度幼稚園部夏季教育研究集会　７月２３日（土）　１４：００～
　　２４日（日）　１５：００まで
＊場所は、いつもの京都・聖護院御殿荘です。みなさん、どうぞご予定ください。

２０１５年１２月２２日

文部科学大臣　馳　浩　　様

全日本教職員組合
中央執行委員長　蟹沢　昭三
幼 稚 園 部 長　丸田　純子

幼稚園教育の充実と教職員の定数・待遇改善等に関する要請書

私たち幼稚園教諭は、子どもたちや保護者・地域の願いを受けとめながら、子どもたちに豊かな幼稚園教育を保障するため、日々奮闘しています。

東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故から４年８か月がすぎていますが、甚大な被害を受けた幼稚園を含め、被災地の復旧・復興はすすんでいません。また、消費税増税などと相まって、経済状況が好転していない中で、貧困・格差の拡大が広がり、子育て環境にも深刻な影響を及ぼしています。

このような中、公的な就学前教育・保育施設の拡充の重要さがいっそう明確になっています。国連子どもの権利委員会が日本政府に改善を求めるよう示した勧告にも、「子どもの最善の利益の第一義性が適切に反映されていないことに留意する」とありました。

「子ども・子育て支援新制度」のもとで、現段階では、懸念された幼稚園への企業の参入には一定の歯止めがかかりましたが、小学校との接続の強調や保育の応益負担の考えが徐々に広がり、子どもの発達段階に合わせた幼稚園教育の変質とともに、教職員の働く条件も悪化しています。子どもにかかわる制度・政策の変更は、何より「子どもの最善の利益」に適うものであることが求められます。

未来の希望である子どもたちは、同時に今を生きている存在でもあります。子どもたちが、よりよい幼児教育を受け、豊かに成長・発達する権利を保障するため、幼稚園教育のいっそうの充実を望みます。

以下、要請いたします。

記

一.「子ども・子育て支援新制度」に関わる要求について

１．保育の公的保障を拡充し、地域に根ざした公立幼稚園の統廃合をおこなわないよう指導すること。
２．子どもの保育の質に格差を持ち込まないよう指導すること。
３．保育料負担の軽減を図ること。

二. 幼稚園教育要領に関わる要求について

１．幼児に、特定な意図をもった規範意識の押しつけをおこなわないこと。
２．「教育活動」時間の延長（預かり保育）はあくまでも幼児の発達を保障する制度とすること。また、活動内容や意義の明確化にともなって、それに見合った条件整備（専用室の設置や専任教員の配置など）のための予算措置をおこない、教育課程内の保育とつながりをもって実施できるようにすること。
３．「小学校との接続」の強調ではなく、幼稚園教育の独自性を大切にすること。

三. 幼稚園教育全般にかかわる要求について

１．教職員の長時間・過密労働解消のためにも「預かり保育」「延長保育」については、不十分な教育条件のもとで、教職員の合意がないままに実施・拡大しないこと。
２．「教育特区」などの問題について、以下の諸点を明らかにすること。
①学校教育法第２３条の立場に立った対応をおこなうこと。
②新たな予算措置をおこなわないまま、現行の学校教育法２６条に反する２歳児入園については再検討すること。
③幼稚園教育への株式会社参入を認めないこと。

３．幼稚園設置基準について抜本的な改善を図るとともに、公立幼稚園教職員定数法を制定すること。

①学級編成基準については、１学級の幼児定数を３歳児１５人、４・５歳児２０人とすること。当面、３歳児２０人、４･５歳児３０人とすること。

②教員配置について

１）定数については、必ず正規の教員で、１学級当たり１．５人の教員を配置すること。

２）すべての幼児の健やかな発達を保障するために、特別な支援を要する園児に対してはその実態に応じた正規教員の配置や研修の充実を図り、担任や家庭と連携して保育を進められるようにすること。

３）養護教諭、事務職員、用務主事は各園に１人配置すること。また、給食実施園については、栄養士１人、給食調理員１人以上配置すること。

４．教員採用にあたっては、教育職として採用すること。また、現在、行政職で採用されている教員については、教育職に改めるよう関係機関を指導すること。

５．臨時教員（講師）としての採用を、緊急・臨時の場合に限定し、現在臨時教員として勤務する教員の正規採用を早急におこなうこと。

６．私立幼稚園において、経験者が長く勤務できるような財政援助や、教職員の勤務条件を改善するための特別な措置を実施し、助成を増やすこと。

７．現在開園しているこども園について、以下の対策をおこなうこと。

①食の安心・安全を保障するための対策を講じること。

②幼児教育の質を保障するため、長時間児・短時間児の混在、また施設の大規模化によって生じる子どもたちの発達保障の弊害についての改善をおこなうこと。

８．次世代育成支援・少子化対策は、必要な予算措置をし、経済的負担の軽減と内容の充実を図ること。

①幼児教育の無償化を早期に実現すること。当面、保護者負担の軽減のため、私立幼稚園の幼稚園就園奨励費や公立幼稚園の保育料減免制度の減免単価を見直すこと。

②私立幼稚園に対する助成を大幅に増やすこと。

③保育料・入園料の値上げをしないよう、適切な行政指導をおこなうこと。

④公立幼稚園を存続・充実し、３歳児就園を全国で実施すること。

⑤幼稚園の廃園、民営化、統廃合などについては、保護者・住民・教職員と十分話し合うよう、関係機関に指導すること。

四．東日本大震災・福島第一原子力発電所事故の影響から子どもたちを守る要求について

１．公的な就学前の教育保障のために、公私立幼稚園の復旧を早急におこなうこと。また、そのための予算を国の責任で確保すること。

２．耐震補強はもちろん、あらゆる災害に強い施設・設備の充実をおこなうこと。

３．施設内外の除染や、線量計の配備など、放射能から子どもを守る対策を早急におこなうこと。

４．事故前の教育活動がおこなえる条件整備を国の責任でおこなうこと。

以上